

## 群馬県地域密着型サービス外部評価実施要綱第4条第4項の取扱い

- 1 群馬県地域密着型サービス外部評価実施要綱第4条第4項については、次のとおりとする。
  - (1) 同条同項第1号に定める「実施していること」とは、外部評価の実施日を基準とする。
  - (2) 同条同項第2号に定める「評価結果等」とは、「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」であり、改正前の要綱により実施したものについては、「外部評価結果」とする。
  - (3) 同条同項第5号に定める「別に指定する評価項目」とは、「外部評価項目の2、3、4、6」であり、改正前の要綱により実施したものについては、「外部評価項目の3、5、6、8」とする。
  
- 2 同条同項に基づき、外部評価の実施回数を2年に1回とする場合の手続きについては、次のとおりとする。
  - (1) 事業者は、県に対し、様式1により、当該事業所の所在する市町村を經由して申請を行う。
  - (2) 市町村長は、事業者から提出があった様式1により、(1)の申請内容を確認の上、同意に関する書類を県に提出する。
  - (3) 県は、市町村経由で、事業者から提出を受けた申請書及び同意に関する書類の内容を確認し、実施回数の適用についての可否を決定し、事業者あて通知する。併せて、市町村及び評価機関に対して決定の結果を通知する。